



に御答弁ください。

○関大臣政務官 はい。このデボジット制度のところにつきましては、実効性の確保の困難さや社会的なコストの大きさ、先ほど委員もおっしゃっていましたけれども、そういうところをいろいろ

考えながら、審議会の方でまたよく詰めてまいりたいと思います。

ただ、大きな観点としましては、このようなスクリーチのところについては、非常に重要な、項目としては法律もあるところでござりますから、有効性のあるような考え方をとつて、今、審議会の方で審議をしていこう、そのように考えております。

（金） いわゆる、 しゃべらんでもらいたいと  
これを持つてなければ一円でも買ってくれると宣言え  
ば、みんな（）みに捨てない、そういう発想だと思  
います。

どうもありがとうございました。  
○江田委員長 午後一時四十分から委員会を再開  
することとし、この際、休憩いたします。

○江田委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

質疑を続行いたします。藤野保史君。  
○藤野委員　日本共産党の藤野保史です。  
きょうはコンビニの問題についてお伺いをした  
いと思つております。

今や私たちの生活になくてはならないインフラということで、私も一日に一回は必ずお世話になつてゐるような状況でありますけれども、そのコンビニで今人手不足が大変深刻な問題になつてゐると、うふうに同感しました。

先日、全国フランチャイズ加盟店協会の会長さんにお話を伺った機会がありまして、この会長さんは宮城県仙台市で実際にコンビニを経営されていらっしゃる方であります。

二十四時間営業の場合は大体二十人ぐらい従業員が必要だそうですけれども、この会長さんのお店では十二名しか確保できなくて、会長さん自身がシフトに入らざるを得ないということになりました。一生懸命人手を集めることで、例えばタウンワークという情報誌にアルバイトを募集する広告を四年間ずっと出して、大体二百万ぐらい四年でかかったそうですけれども、それでもやはり希望する人数は集まらないということです。この間、経済産業省がコンビニエンスストアの経済・社会的役割に関する研究会というのを設置されて、報告書もことし三月に発表されている。有意義な中身だと思つんですけど、ちょっとお聞きしたいんですが、この報告書で人手不足についてはどうのように指摘をされているでしょうか。

○寺澤政府参考人 お答えします。

御指摘のございました、コンビニエンスストアの経済・社会的役割に関する調査、そこでアンケート調査を行つたわけですけれども、従業員の過不足感についての調査がございました。その結果ですけれども、まず従業員が不足して補充のめどがないとする店舗は一八・六%。今はぎりぎりの状態であり何かあれば確実に運営に支障が出るという店舗が三五・九%。ある程度足りているけれども何かあれば運営に支障の可能性があるとした店舗は三三・八%。以上を合計しますと、約九割の店舗が従業員不足によって何らかの形で運営に支障を感じているということになつております。

したがいまして、委員御指摘のとおり、コンビニエンスストア業界におきまして、人員の確保は非常に重要な課題となつてているのが現状でござります。

○藤野委員 ありがとうございます。

御指摘のとおり、九割が何らかの人手不足を感じているということで、大変深刻だというふうに思つんです。

問題は、なぜこうなつてしているかということで協

二十四時間営業の場合は大体二十人ぐらい従業員が必要だそうですが、この会長さんのお店では十二名しか確保できなくて、会長さん自身がシフトに入らざるを得ないということあります。一生懸命人手を集めるということで、例えばタウンワークという情報誌にアルバイトを募集する広告を四年間ずっと出して、大体二百万ぐらい四年でかかったそうですけれども、それでもやはり希望する人数は集まらないということです。この間、経済産業省がコンビニエンスストアの経済・社会的役割に関する研究会というのを設置されて、報告書もことし三月に発表されている。有意義な中身だと思うんですけれども、ちょっとお聞きたいんですが、この報告書で人手不足についてはどうのように指摘をされているでしょうが。

会の会長さんが幾つか指摘されていたわけですけれども、一つは、やはりコンビニ大手が大量に出て店戦略をとっているということで、コンビニ業界は二〇一四年度、昨年度の店舗純増数が約三千二百店舗ということで、これは過去最高の新規出店数だと伺っています。

二十四時間営業とすると、先ほど一店舗当たり二十名と言いましたが、新規出店が三千二百だとしてその分だけで六万四千人の新規アルバイアントが必要になってしまってということで、もちろんコンビニ以外の他業種もあるわけで、本当にいわゆる顧客の奪い合いだけでなく、新規出店によつて従業員の奪い合いまで起きてしまっているというのが実態だとお聞きをしました。

二つ目の要因として指摘をされていましたのは、サービスの多様化ということを言われておりました。

ただきました。

また、社会的役割としては、地域の一員でござりますので、防犯とか、あるいは高齢者の見守り活動に対する貢献、買い物弱者に対する支援、それから東日本大震災における経験を踏まえた災害時における対応、そして物流効率化、省エネ、食品ロスの削減などを通じた環境負荷の低減など、さまざまな課題について検討いたしました。

また、こうした経済的、社会的役割を果たしながら、本部と加盟店が共存共栄できるよう、なそうしたフランチャイズシステムのあり方についても検討し、提言をいただいたところでございま

○藤野委員 ありがとうございます。

まさに経済的にも社会的にも多様な役割を果たしている、総合生活産業と言つてもいいような状況だと思うんですが、そのコンビニが人手不足

会の会長さんが幾つか指摘されていたわけですねけれども、一つは、やはりコンビニ大手が大量に出て店戦略をとっているということで、コンビニ業界は二〇一四年度、昨年度の店舗純増数が約三十二百店舗ということで、これは過去最高の新規出店数だと伺っています。

二十四時間営業とすると、先ほど一店舗当たり二十名と言いましたが、新規出店が三千二百だとしてその分だけで六万四千人の新規アルバイトが必要になってしまって、もちろんコンビニ以外の他業種もあるわけで、本当にいる顧客の奪い合いでなく、新規出店によつて従業員の奪い合いまで起きてしまつているというのが実態だとお聞きをしました。

二つ目の要因として指摘をされていましたのは、サービスの多様化ということを言われておりました。

経産省にまたお聞きしたいんですけど、この報生書ではコンビニの多様な役割ということで幾つもの点を挙げていらっしゃると思うんですが、端的に、どのような項目が挙げられていたか教えていただければと思います。

○寺澤政府参考人 お答えします。

御指摘がございました、コンビニエンスストアの経済・社会的役割に関する研究会、コンビニエンスストアは全国で五万店舗に達しており、まさに委員も御指摘があつたように身近で生活にとって必要不可欠な存在になつてることを踏まえて、コンビニエンスストアの今後の役割について、コンビニエンスストアのトップだけではなくて有識者も交えて議論をしていただいたというが研究会の提言でござります。

検討した中身でござりますけれども、まず経済的課題については、地域における雇用の創出や多様な人材の育成、地域産品の発掘を通じた地産地消の推進、そして、海外の旅行客の需要を取り込むというインバウンド需要の確保、また、日本のすぐれたビジネスモデルを海外に展開するということなどについて、経済的課題として検討してい

ただきました。

また、社会的役割としては、地域の一員でござりますので、防犯とか、あるいは高齢者の見守り活動に対する貢献、買い物弱者に対する支援、それから東日本大震災における経験を踏まえた災害時における対応、そして物流効率化、省エネ、食品ロスの削減などを通じた環境負荷の低減など、さまざまな課題について検討いたしました。

また、こうした経済的、社会的役割を果たしながら、本部と加盟店が共存共栄できるよう、なうしたフランチャイズシステムのあり方についても検討し、提言をいただいたところでございました。

○藤野委員 ありがとうございます。

まさに経済的にも社会的にも多様な役割を果たされている、総合生活産業と言つてもいいような状況だと思うんですが、そのコンビニが人手不足にあえいでいて、本当にそれではコンビニに期待される今言つたような役割が果たせない。それどころか、もっとひどい状況だというのを現場でお聞きしまして、会長さんがおっしゃっていたので私は忘れられないんですけれども、要するに、成長あるいはやりがいを感じられなくなつていると。そして、長時間労働で、ある意味、店員から見ればブラック企業になつてしまつているという言い方もされておりました。

大臣にちょっと簡単にお聞きしたいんですけど、コンビニは今や社会的インフラの一つだと思ふわけですが、その九割が人手不足で、そしてやむを得ずブラック企業になつているというような状況が広がつているというのは、放置できない深刻な問題だと思うんですが、御認識をお伺いしたいと思います。

○宮沢国務大臣 もともと、地元で聞いておりま

ます。

一方で、おっしゃるよう、「コンビニ」というのは、私も地元でも東京でもよく使わせていただいている。私は困る存在になつてきている。

さらに、人手不足の中で、しばらく前でありますけれども、今となつては本当に、なく出しても困る存在になつてきている。

されども、東京のコンビニは時給二千五百円を

出してやつと人が来るかどうかというような話を耳に入つてくるような中であります。

ではどうしたらいいかといいますと、コンビニ以外でもいろいろ必要な産業で人手不足というものが生じていることは確かでありまして、根本的に言えは、恐らく産業全体の生産性をどう向上していくかということが一番王道の攻め方だらうと思つております。サービス業につきまして、やはり徹底的に生産性向上を図る政策といったもの思つております。

○藤野委員 今御指摘があつたように、家族でやらないといけない。人手不足以前と言いましたけれども、人手不足だから家族がやらないといけないという側面もあつて、お話を伺うと、店舗に寝袋を持ち込んで仮眠をとつて勤務しているという例もある。そういって、やはり深刻な人手不足状況が背景にあると思うんですね。

今大臣もどうするかという対策のところもお触れになつたんですが、私が会長からお聞きしたのは、本部社員です。いわゆるフランチャイズの本部の社員を大量に加盟店に無償で派遣してほしいという要求でした。

考えてみますと、コンビニ大手というのは、今、加盟店に対して、チャンスロスというものを徹底して減らすよう指導をしているんですね。チャンスロスというものの。お聞きになつた方はい

らつしやるかもしれないですが、要するに、チャンスはある、売れているのに人手が足りないと

か、売れているのに商品が届いていないとか、こいつ形で機会を逃しているのをチャンスロスだと言つて、これをいかに減らすかというのをまさに生産性のお話につながるのかもしれません。大手は今一生懸命このチャンスロスを減らすことを行つてやつっているんです。

しかし、考えてみれば、人手不足でレジが一個動かないとか、人手不足で業務ができないとか、これも立派なチャンスロスだというふうに思つんですね。ですから、本部がチャンスロスだ、チャンスロスだと言うのであれば、人手不足もしっかりとそうした問題として対応すべきだというふうに思ひます。

これは、研究会自身でもこの点はある程度の方策が示されていると思うんですが、経産省にお聞きしますけれども、この対策についてどのように指摘していらっしゃるか。

○寺澤政府参考人 お答えします。

委員御指摘のとおり、先ほどいろいろ申し上げました経済、社会的役割を果たす上で最大の課題は人材の確保でございまして、加盟店のうち七割が、そうした役割を果たす上で、やはり人材不足の問題が重要だということをごぞいます。

したがつて、人材確保というのは非常に重要な

課題でございまして、御指摘がございましたこの二つ目を強調されていまして、冠婚葬祭等とおつしやいましたが、要するに本部から派遣する。これは業務代行制度ということで、この報告書にも書かれておりまして、それを一層積極的に行なうことが望ましいと提言しております。

この研究会には、実は、コンビニ大手五社、当

時ですけれども、五社の代表取締役社長全員、五人が参加されているわけで、ある意味、大手のトップ五人全員が入つていて、本部から代行の制度を一層積極的にという提言をされたところです。これは、提言の中でもしつかり位置づけられています。

その上で、本部としてもサポートすることが重

要だということで、本部については三點提言をし

採用活動を手伝う、補完するなどといふことを

二つ目は、先ほどオーナーの家族のお話がございました。オーナーも冠婚葬祭とか病気があって働けないというときがございます。そうしたときに、業務代行制度というのがあって、本部の方からスタッフを派遣する、そういう仕組みがござります。それを一層積極的に活用するというのが二

点目です。

三点目は、人材を確保してもそこから育成をし

なきやいけないということで、これはなかなか難

しいので、人材育成プログラムについては、本部がしっかりと準備し、さらに、やりがいという意味では、スキルアップがちゃんと評価される、そ

ういう仕組みが重要なので、そうしたものを本部としてきめ細かく提供する、こういうことが重要

だという提言をいただいています。

○藤野委員 ありがとうございます。そのとおりだというふうに思ひます。

概要でいいますと、その三つおっしゃったうちの二つ目を強調されていまして、冠婚葬祭等とおつしやいましたが、要するに本部から派遣する。これは業務代行制度ということで、この報告書にも書かれておりまして、それを一層積極的に行なうことが望ましいと提言しております。

この研究会には、実は、コンビニ大手五社、当

時ですけれども、五社の代表取締役社長全員、五人が参加されているわけで、ある意味、大手の

トップ五人全員が入つていて、本部から

代行の制度を一層積極的にという提言をされたところです。これは、提言の中でもしつかり位置づけられています。

その上で、本部としてもサポートすることが重

要だということで、本部については三點提言をし

ています。

一つは、本部の徴収するロイヤリティの問題

です。資料をお配りさせていただいておるんですけど、これがきょうお聞きしたいのは、これはこれで

急いでやるべきなんですか。それとも、より抜本的な、より構造的な問題について幾つかお聞きしたい

と思います。

コンビニ市場というのはどんどん伸びているわ

そこで、ちょっと時間の関係で、こちらで話させていただきまますけれども、協会の提言の第二

は、新規出店、要するに拡大戦略なんですね。大臣の方は、拡大して、拡大してといふ。このやり方が、顧客の奪い合いだけでなく従業員の奪い合いを生んでいると言いましたけれども、これはやはりもう放置してはならない状況なのじゃないかなというふうに思つてますね。

かつては、たばこや酒類販売、タクシーなどを規制強化の動きもあるというふうに伺つております。

ですから、コンビニについても、本当に五十メーター置きにコンビニがあるというような状況、これを放置していたらどんどん悪循環になつていくというふうに思います。コンビニに求められる役割も掘り崩されていくというふうに思ひます。

そこで、二十四時間営業の見直し、これが三つ目なんですけれども、これもやはり加盟店とオーナーの合意がないもとで二十四時間営業が押しつけられているということもありますので、ここもしっかり見直していただきたい。

以上が協会の緊急提言と言われる部分なんですが、私がきょうお聞きしたいのは、これはこれで急いでやるべきなんですか。それとも、より抜本的な、より構造的な問題について幾つかお聞きしたい

と思います。

一つは、本部の徴収するロイヤリティの問題

です。資料をお配りさせていただいておるんですけど、これがきょうお聞きしたいのは、これはこれで

急いでやるべきなんですか。それで、高過ぎるだけじゃなくて、おかしいんじゃないかというふうに思つたのでちょっと御紹介しているんです。

コンビニ市場というのはどんどん伸びているわ

で、二〇一〇年には市場全体でいえば売上高

七・六兆だったものが、二〇一三年には九・四兆に伸びております。例えば、セブンイレブン・ジャパンというのは、二〇一一年度は売上高三兆二千八百五億円が、翌年度は三兆五千八十四億円、二〇一三年度は三兆七千八百十二億円と順調に伸びているわけです。

しかし、加盟店や個々の労働者というのは大変悲惨な実態で、コンビニ労働者の賃金というのは最低賃金に張りついている。リクルートが出している毎月のアルバイト・パート平均時給調査によりますと、コンビニというのは本当に、三大都市圏でも最低か二番目ぐらいというのを行き来している状況であります。

一方で、本部へのロイヤリティーというのはどうなっているかということなんですねけれども、ちょっと配付資料を見ていただければと思うんですけど、例えばセブンイレブンで、物件の所有者がオーナーか本部かによって違うんですねけれども、物件所有者が本部の場合のところの欄を見ていたら、大変恐縮なんですが、粗利益が二百五十万円以下の場合はロイヤリティーが五六%なんですが、二百五十から四百万円だと六六%、四百万円から五百五十万円だと七一%で、どんどん上がっていくんですね。売り上げが、粗利が上がれば上がるほど本部に納めなきゃいけないロイヤリティーの割合が上がっていく。ちょっと大臣にお聞きしたいんですけど、よく、頑張った人が報われる社会というお話をあげるわけですね。売り上げが上がった人間任せでやつてありますと、この資料でもわかりますように、ローソンは若干違いますが、ほほ、大手のところ、五社でいえば、売り上げが上がれば上がるほどロイヤリティーも上がっています。このふうにおつしやつていました。

ですから、こういうロイヤリティー問題といふのは民間任せでやつてありますと、この資料でもわかりますように、ローソンは若干違いますが、ほほ、大手のところ、五社でいえば、売り上げが上がり方といふのは、フランチャイズ契約といふ合意でもって成り立つといふ本質にも外れていく、こういう点でも、やはり実態をしつかり踏まえていただきたいといふうに思います。

そこで、最後に取り上げたいのが、社会保険加入の問題であります。

現行制度では、法人事業主、あるいは五人以上の従業員がいる個人事業主の場合は、原則として社会保険に加入する義務が生じるということになります。しかし、私がお話を聞いたFC協会でいいますと、事務局長さんは、ほとんどのコンビニのチエーン全体の元気がなくなるということだと思っていますから、そういうことにはなっていないんだ

だらうなというふうに思います。

○宮沢国務大臣 まさにこれは民民でござりますので、実際、コンビニのロイヤリティーを払つて、やられてる方からすれば、この契約内容で納得されて契約しているわけでありますので、私の方から、おかしいとかおかしくないとかというような話ではないような気がいたします。

○藤野委員 私は、これはやはりおかしいと思うんですね、率直に言つて。頑張れば頑張るほど本部に持つていかかる。頑張れば頑張るほど自分の、オーナーの取り分がふえるんなら、これは本当にワイン・ワインだと思います。しかし、それはワイン・ワインだと思つた。頑張つたら、そこに行かずに本部に行くわけですから。これは金然ワイン・ワインじゃないし、共存共榮ぢやないと思うんですね。

これがどういうふうに影響してくるかというと、結局給料が上げられないという形になるんですね。別にオーナーがもうけて、よしというのではなくて、結局人手不足の問題にもかかわつてくる。私がお話を伺つたFC協会の会長さんも、時給を上げた、時給を上げれば人が集まるかもしれないけれども、本部へのロイヤリティーが五〇パーを超えているもとではとても上げられないというふうにおつしやつしていました。

ですから、こういうロイヤリティー問題といふのは民間任せでやつてありますと、この資料でもわかりますように、ローソンは若干違いますが、ほほ、大手のところ、五社でいえば、売り上げが上がり方といふのは、フランチャイズ契約といふ合意でもって成り立つといふ本質にも外れていく、こういう点でも、やはり実態をしつかり踏まえていただきたいといふうに思います。

ですから、民間だけでやつてくださいといふことをやつてもなかなか進まない。これはやはり一定、政治がルールをつくる必要があると思うんですね。

○宮沢国務大臣 頑張れば頑張るほど生活が厳しくなるということであれば、恐らく、それのお店は頑張らなくなつて、全体として、その

おっしゃつておりました。ある労務士さんは一割前後だという指摘も。

だから、これはいろいろぶれはあるわけですが、大手に聞くとまたいろいろ違つた言い方をするわけです。しかし、公的なデータといふのが全くないというのが実態であります。

社会保険の問題というのは、要因というのもさまざまですし、私も、何か一筋縄でほんと対策がますなんといふうにも考えてるわけではないんであります。非常に難しい問題だと思います。

加盟店オーナーにしてみれば、まともに保険料を負担したら一気に破産してしまうとか、あるいは、コンビニ本部としても、経営ノウハウの提供が命を削つて働いてる。奴隸契約という指摘もあるわけですね。本当に、そうした実態をぜひつかんでほしいといふうに思います。

そして、例えば新しいサービス多様化の話もしましたけれども、フランチャイズ契約といふのは、本部と加盟店のオーナーが合意してやるというのが大前提、フランチャイズの本質であると思うんですね。

しかし、実態は、新しい業務をやりますよといふのがメール一通でほんと来て、いやも応も言わざず新しい業務がどんどんどんどん積み重なつてくる。人手が足りないからできないと言つてゐるのに、あれをやれ、これをやれがメール一本でやられる。こういう実態があるわけです。こうしたやり方といふのは、フランチャイズ契約といふ合意でもつて成り立つといふ本質にも外れていく、こういう点でも、やはり実態をしつかり踏まえていただきたいといふうに思います。

そこで、最後に取り上げたいのが、社会保険加入の問題であります。

大臣にお聞きしたいんですけれども、済みません、その前に経産省にお聞きしましようか。この研究会に厚生労働省からも確かに人が来ておりまます。しかし、私がお話を聞いたFC協会でいいますと、事務局長さんは、ほとんどのコンビニが社会保険に加入していないんじゃないか、こう

ん。この研究会では社会保険の問題は議論していません。この研究会では社会保険の問題は議論していません。

○寺澤政府参考人 お答えします。

この研究会では、社会保険についての問題は議論していません。

その背景でございますけれども、この研究会において、いろいろアンケート調査をしたり、加盟店のオーナーにヒアリングして、社会保険の問題というものは特段重要な問題だということでは浮上してこなかつたとございます。

○藤野委員 いや、ですから、加盟店のオーナーがメンバーに入つていて、その方がそうおっしゃるならまだいですけれども、本部しか入つてないで、本部は加盟店に社会保険とか労務管理を丸投げなんです。ですから、そういう中で声がかかつたなんというのは、本当に実態を踏まえていない私、ちょっとびっくりしました。

その上で大臣にお聞きしたいんです。

声がなかつたというのは、聞いていないだけの話で、実態は大変なんですね。入りたなくても入れない、社会保険に入れたくないとい

う加盟店がたくさんあるわけです。しかし、実態がわからない。私はこれは実態を調査すべきだと思つてますが、大臣、いかがでしよう。

○宮沢国務大臣 コンビニの勤務なりオーナーなりが大変だということもよくわかりますが、一方で、例えば私の地元を見ていて、商店街はもつともつきついところがたくさんあるわけであります。どちらかというとコンビニは全体としては恵まれている方ではないかと私自身は正直思つております。

そういう中で、社会保険の話につきまして、伺つていて、社会保険にもつとちゃんと入れるという御質問なのか、社会保険が高過ぎるという御料が実態としてどうだという話は、これは当然のことながら、私どもというよりは厚生労働省がそれなりに把握をしなければいけないものだろうと思つております。

○藤野委員 最後になりますので終わりますけれども、こういう研究会を立ち上げていらっしゃる

わけで、これは貴重な研究会だと思うんですね。

こういうものが既に経産省にあるわけですから、加盟店のオーナーにヒアリングして、社会保険の問題

というものは特段重要な問題だということで浮上してこなかつたとございます。

○藤野委員 いや、ですから、加盟店のオーナーがメンバーに入つていて、その方がそうおっしゃるならまだいですけれども、本部しか入つてないで、本部は加盟店に社会保険とか労務管理を丸投げなんです。ですから、そういう中で声がかかつたなんというのは、本当に実態を踏まえていない私、ちょっとびっくりしました。

その上で大臣にお聞きしたいんです。

声がなかつたというのは、聞いていないだけの話で、実態は大変なんですね。入りたなくても入れない、社会保険に入れたくないとい

う加盟店がたくさんあるわけです。しかし、実態がわからない。私はこれは実態を調査すべきだと思つてますが、大臣、いかがでしよう。

○宮沢国務大臣 コンビニの勤務なりオーナーなりが大変だということもよくわかりますが、一方で、例えば私の地元を見ていて、商店街はもつともつきついところがたくさんあるわけであります。どちらかというとコンビニは全体としては恵まれている方ではないかと私自身は正直思つております。

そういう中で、社会保険の話につきまして、伺つていて、社会保険にもつとちゃんと入れるという御質問なのか、社会保険が高過ぎるという御料が実態としてどうだという話は、これは当然のことながら、私どもというよりは厚生労働省がそれなりに把握をしなければいけないものだろうと思つております。

○江田委員長 最後に申上げたいのは、昨年成立した小規模企業振興基本法の採決に当たりまして、当委員会、そして参議院の経産委員会でも附帯決議が付されまして、小規模企業の社会保険料負担軽減措置というものの実現を図ることということがわざわざ衆参両院で決議されております。この決議の観点からも、今的心ならずもブラック企業になつてているという加盟店オーナーの声に応えるためにも、ぜひ具体化を求めて質問を終わりります。

○江田委員長 次に、内閣提出、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。宮沢経済産業大臣。

○江田委員長 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○宮沢国務大臣 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

全国三百八十五万者の中小企業、小規模事業者は、さまざまな事業分野において特色ある事業活動を行い、多くの就業機会を提供するなど、雇用の確保や地域経済の活性化に重要な役割を果たし

る法律等の一部を改正する法律案

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正)

第一条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条 第二項中「その推定相続人(相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る。以下同じ。)のうち少なくとも一人」を「他の者に改め、同条第三項中「旧代表者の推定相続人のうち、当該」を削り、「株式等の贈与を受けた者」の下に「(以下「特定受贈者」という。)」を加え、「当該贈与を受けた者を「当該特定受贈者」に改め、同条に次の二項を加える。

4 この章において「推定相続人」とは、相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち、被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものをいう。

第四条 第一項各号列記以外の部分中「推定相続人」の下に「及び後継者」を加え、「そのうちの人が後継者である場合には」を削り、同項第一号中「贈与を受けた旧代表者の推定相続人」を「特定受贈者」に改め、同条第三項中「旧代表者の推定相続人」の下に「及び後継者」を、「場合に」の下に「当該」を加える。

第五条 中「旧代表者の推定相続人は」を「旧代表者の推定相続人及び後継者は」に「贈与を受けた旧代表者の推定相続人」を「特定受贈者」に改める。

第六条 第一項中「旧代表者の推定相続人」の下に「及び後継者」を加え、「推定相続人間の衡平」を「推定相続人と当該後継者との間の衡平及び当該推定相続人間の衡平」に改め、同条第二項中「旧代表者の推定相続人は」を「旧代表者の推定相続人及び後継者は」に、「贈与を受けた旧代表者の推定相続人」を「特定受贈者」に改める。

第一類第九号 経済産業委員会議録第二十六号 平成二十七年七月三日

## コンビニ大手のロイヤリティの現状

チェーン名	総店舗数	チェーン年商(億円)	物件所有者	契約期間	加盟契約時必要資金	ロイヤリティ(粗利比)	最低保証(年額)※
セブン・イレブン	16,319	3兆7812	オーナー	15年	研修費50万円、開業準備手数料100万円、開業時出資金150万円	(24時間店)43% (それ以外)45%	(24時間店)1900万円 (それ以外)1600万円
			本部	15年	研修費50万円、開業準備手数料50万円、開業時出資金150万円	~250万円 56% 250~400万円 66% 400~550万円 71% 550~ 76% ※24時間店は2%控除	(24時間店)1700万円 (それ以外)1400万円
ローソン	11,606	1兆9453	オーナー	10年	契約金50万円、研修費50万円、開店準備手数料50万円、出資金150万円	(24時間店)34% (それ以外)37%	(24時間店)2220万円 (それ以外)1920万円
			本部	10年	同上	~300万円 45% 300~450万円 70% 450万円~ 60% ※24時間店以外は+3%	(24時間店)1860万円 (それ以外)1560万円
ファミリーマート	9,780	1兆7218	オーナー	10年	加盟金50万円、開店準備手数料100万円、元入金150万円	35%,38% ※24時間営業奨励金120万円/年	(24時間店)2000万円 (それ以外)1600万円
			本部	10年	同上	~300万円 48% 300~450万円 60% 400万円~ 65% ※24時間営業奨励金120万円/年	同上
サークルK・サンクス	6,359	8953	オーナー	10年	開店準備手数料50万円、研修費30万円、加盟証拠金50万円、商品等買取代金120万円	~600万円 30% 600~750万円 19% 750万円~ 14% ※24時間店以外は+4%	(24時間店)2300万円 (それ以外)2150万円
			本部	10年	同上	~240万円 37% 240~340万円 57% 340万円~ 62% ※24時間店以外は+4%	(24時間店)2000万円 (それ以外)1900万円
ミニストップ	2,186	3499	オーナー	7年	保証金150万円、開店準備費100万円	(24時間店)30% (それ以外)33%	(24時間店)2100万円 (それ以外)1600万円
			本部	7年	同上	~300万円 38% 300~450万円 65% 450万円~ 75%	同上

(注)「最低保証」は、加盟店の総収入が一定金額に達しない場合に、その収入を保証するもの

出典:一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会「ザ・フランチャイズ」の掲載情報。「総店舗数」及び「チェーン年商」は平成25年度のもの